**平成２７年（フ）第２１号**
愛知県江南市五明町当光地40番地
債務者　福田美奈子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２７年（フ）第１２２号**
愛知県岩倉市東新町仲浦１番地　岩倉団地16棟406号
債務者　上田内装こと　上田　昇克
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２７年（フ）第１６号**
広島県安芸高田市甲田町下小原238番地１
債務者　小南　澄子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
広島地方裁判所三次支部

**平成２７年（フ）第２６号**
徳島県美馬市美馬町字蛭子21番地
債務者　宇野　啓司
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
徳島地方裁判所美馬支部

**平成２７年（フ）第２７号**
徳島県美馬市美馬町字蛭子21番地
債務者　宇野ツネ子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
徳島地方裁判所美馬支部

**平成２７年（フ）第１０３号**
長崎県長崎市本尾町27番５号　浜村アパート、住民票上の前住所長崎県長崎市三芳町９番26号
債務者　濱里あい子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第９号**
鹿児島県南さつま市加世田小湊8308番地
債務者　福島　りさ
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

**平成２７年（フ）第２９０号**
仙台市泉区寺岡５丁目３番地の27
債務者　佐々木奏子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第３０７号**
仙台市若林区遠見塚１丁目21番50―105号
債務者　中島みち子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第３３７号**
宮城県岩沼市館下３丁目３番15―311号
債務者　伊藤　理保
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第２２４号**
茨城県つくば市中山202番地２
債務者　渡邊　　正
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２７年（フ）第９７号**
茨城県筑西市村田1709番地２、前住所茨城県つくば市高崎1618番地１
債務者　倉持　敏夫
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２７年（フ）第１０４号**
茨城県古河市諸川354番地
債務者　伊藤よし江
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２７年（フ）第１０５号**
茨城県古河市諸川354番地
債務者　伊藤　友貴
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２７年（フ）第１０６号**
茨城県筑西市樋口1300番地１　市営８棟３階３号
債務者　三好　伸二
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２７年（フ）第１０７号**
茨城県古河市横山町３丁目13番49号
債務者　神戸　淑成
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２７年（フ）第１０８号**
茨城県古河市下大野1437番地１
債務者　金澤　一也
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部